

## スキー産業支援に関する緊急決議

昨シーズンは暖冬に加え新型コロナ、今シーズンは降雪は確保できているものの新型コロナ感染拡大防止のため再度緊急事態宣言が発令され人の移動が制限されるなど、スノースポーツ業界は非常に厳しい状況におかれている。日帰り型のスキー場など、ソーシャルディスタンスが保てるスポーツとして影響を緩和しているところもあるが、宿泊を伴うものは総じて厳しく、特に、スキー修学旅行やインバウンドの比率が高いスキー場ほど厳しい状況におかれている。スノースポーツ関係者も大きな期待を寄せていたG.O.T.O.トラベル事業に関しては、この業界にほとんど恩恵のないまま休止となっている。

さらに、新型コロナウイルス感染症は今後とも完全に収束することが難しいといわれる中、スキー修学旅行の存続、発展を今から真剣に考えておく必要がある。スキー修学旅行は子供たちがスキーに親しむ絶好の機会でありスキー人口を確保してゆくためにも欠かせないものであるが、来シーズン以降の実施が非常に厳しい状況におかれている。

加えて、寒冷地の宿泊施設は、人件費に加え休業状態でも凍結防止のための館内暖房は欠かすことことができず固定費が日々積み重なる状況であり、特に修学旅行に対応できる比較的大規模な旅館の固定費は莫大なものになり建物を維持するだけでも危機的な状況にある。修学旅行を来シーズン以降も受入れ、地域の産業・雇用を守るためにも宿泊施設を存続させることは必須である。

スキー産業は通年営業できる業種と違い雪解けとともにシーズンが終了する業界であり、仮に、気温の上昇とともにウイルスが収束し、それに伴い緊急事態宣言が解除されG.O.T.O.トラベル事業が再開しても全く恩恵を受けることは期待できない。以上のように、修学旅行のみならず、インバウンドも当分見込めそうにない中で、雇用者の生活保障、来期以降の雇用者の確保等のために無理に赤字覚悟の経営を続けている事業者も多く、このような状態が来季以後も続くようであればスキー産業全体の存廃にもつながりかねない。雪国の過疎地域にとつては唯一ともいえる基幹産業であるスキー場、また、貴重な雇用の場である宿泊施設やスキースクールなどの存続のため左記決議する。

### 記

#### 1、スキー修学旅行対応旅館への緊急支援

新型コロナウイルスの感染拡大によるスキー修学旅行の激減により、修学旅行対応の大規模旅館の事業継続が危機に瀕している。今後、スキー修学旅行が復活したとしても受け入れる旅館がなければスキー修学旅行は継続できない。仮に廃業に追い込まれれば、それに伴い、付帯するスクール、レンタル、索道、食材等々の業種にも影響が及ぶ。事業継続が危惧される旅館への早急な支援を行うこと。

#### 2、G.O.T.O.トラベル事業キャンセルへの対応

修学旅行についても緊急事態宣言の延長に伴い2月8日から3月7日までG.O.T.O.トラベル事業を停止することとされ、事業者に対し35%が支払われることになった。旅行業者だけでは

なく、宿泊、スキースクール等予約がキャンセルされたすべての業者に均等に支払われるようになります。また、スキー修学旅行についてはかなり早い時期からキャンセルが始まっています。2月2日時点の予約に係わる案件に限らず、それ以前にキャンセルされたものについても同様の措置を講じること。

### 3、スキー教師確保への支援

スキー教師・レンタルスタッフが、スキーシーズンだけの短期間の雇用であることを理由に新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の対象とならないという誤解が生じています。こうした場合であっても、雇用の実態があり、事業主が休業させたが休業手当が支払われない等の要件に該当する場合には新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の対象になることについて、適切に周知を図ること。

### 4、スキースクール・スキーレンタル事業主への支援

スキール及びレンタル事業主は、今シーズン用の用具・ユニフォーム等の購入や感染症対策費用またスタッフ用のリフト券等、すでに事業にかかる経費の支出があるが、スキー修学旅行等スキーパークの激減で苦境に立たされている。事業継続のためにもスキースクール事業主等への支援を行うこと。

### 5、スキー修学旅行、スキー教室存続への支援

スノースポーツ人口の確保のためスキー修学旅行等は雪国にとつて極めて重要な事業ですが、コロナ対策等もありバスの台数を増やさざるを得ず、スキー教室等の保護者の経済的負担の増加が危惧されている。バス費用の増加等を理由に事業縮小の動きもあり、自治体によつては増加費用の補助をしているところもあるが、国としても対策を講じること。

### 6、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

第三次補正予算で1兆5千億円の追加が認められた地方創生臨時交付金には市町村の使途制限はない。内閣府では市町村の参考になるよう事例集を出していながらスキーは冬期であり事例の紹介はない。廃業してからでは手遅れである。営業の自粛要請はないが緊急事態宣言の影響でスキー客が激減しているなかで、雪国の県、市町村が苦境に立たされているスキー産業に支援をしやすくするよう、国でガイドラインを提示すること。

右決議する

令和三年二月十八日

自由民主党ウインターライフ＆リゾーツ議員連盟

共同代表 遠藤 利明

橋本 聖子